

許可番号 00821123197

産業廃棄物処分業許可証

住所 茨城県神栖市鰯川25番地345

氏名 有限会社 三豊

取締役 本郷 辰豊

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条第6項~~ 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事 大井川 和彦

許可の年月日 平成30年9月11日

許可の有効年月日 平成32年11月24日



1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）

中間処分

破砕：廃プラスチック類(※1)(※2)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(※2)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(※1)(※2)(※3) 以上7種類

圧縮梱包：廃プラスチック類(※1)(※2)、紙くず(※5)、木くず(※5)、繊維くず(※5)、ゴムくず(※5)、金属くず(※2)(※5)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(※1)(※2)(※5) 以上7種類

減容：廃プラスチック類(※1)(※2)(※6) 以上1種類

切断：廃プラスチック類(※1)(※2)、紙くず(※5)、木くず(※5)、繊維くず(※5)、金属くず(※2)(※5)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(※1)(※2)(※5) 以上6種類

(※1)は石綿含有産業廃棄物を除く。

(※2)は水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(※3)はコンクリートくずを除く。

(※5)は夾雑物に限る。

(※6)は発泡スチロールに限る。

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

別記1のとおり。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変更内容	許可（届出）年月日	変更内容
平成17年11月25日	新規許可	平成30年11月27日	変更届（職名の変更）
平成22年11月25日	更新許可		以下余白
平成27年12月25日	更新許可		
平成30年6月26日	変更届（施設の変更の変更）		
平成30年9月11日	変更許可（品目の追加）		

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無

別記 1

事業の用に供する施設の所在地、処理施設及び保管施設の概要

茨城県稲敷市下太田字池下 4 4 4 5 番地 外 2 筆

処理施設

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破砕施設	2.5 t/日 (8 時間)	廃プラスチック類(※1)(※2), 紙くず, 木くず, 繊維くず, ゴムくず, ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(※1)(※2)(※3) 以上 6 種類	平成 17 年 9 月 29 日 — —
破砕施設	2.5 t/日 (8 時間)	廃プラスチック類(※1)(※2), 紙くず, 木くず, 繊維くず, ゴムくず, ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(※1)(※2)(※3) 以上 6 種類	平成 17 年 9 月 29 日 — —
破砕施設	2.0 t/日 (8 時間)	廃プラスチック類(※1)(※2)(※4), 紙くず(※4), 木くず, 繊維くず(※4), ゴムくず(※4), 金属くず(※2), ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(※1)(※2)(※3)(※4) 以上 7 種類	平成 17 年 9 月 29 日 — —
破砕施設	3.0 t/日 (8 時間)	廃プラスチック類(※1)(※2), 紙くず(※5), 木くず(※5), 繊維くず(※5), ゴムくず(※5), 金属くず(※2)(※5) 以上 6 種類	平成 30 年 5 月 31 日 — —
圧縮梱包施設	2.5 t/日 (8 時間)	廃プラスチック類(※1)(※2), 紙くず(※5), 木くず(※5), 繊維くず(※5), ゴムくず(※5), 金属くず(※2)(※5), ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(※1)(※2)(※5) 以上 7 種類	平成 30 年 5 月 31 日 — —
圧縮梱包施設	4.72 t/日 (8 時間)	廃プラスチック類(※1)(※2), 紙くず(※5), 繊維くず(※5), 金属くず(※2)(※5), ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(※1)(※2)(※5) 以上 5 種類	平成 30 年 5 月 31 日 — —
減容施設	0.32 t/日 (8 時間)	廃プラスチック類(※1)(※2)(※6)以上 1 種類	平成 30 年 5 月 31 日 — —
切断施設	26.75 t/日 (8 時間)	廃プラスチック類(※1)(※2), 紙くず(※5), 木くず(※5), 繊維くず(※5), 金属くず(※2)(※5), ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(※1)(※2)(※5) 以上 6 種類	平成 30 年 5 月 31 日 — —

(※1)は石綿含有産業廃棄物を除く。

(※2)は水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(※3)はコンクリートくずを除く。

(※4)は付着物に限る。

(※5)は夾雑物に限る。

(※6)は発泡スチロールに限る。